

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する意見の傍聴にあたっての留意事項

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、岐阜県（岐阜市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、海津市、瑞浪市、恵那市、岐南町、笠松町、坂祝町、八百津町、御嵩町）、愛知県（一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、扶桑町、蟹江町、飛島村）、三重県（桑名市、木曾岬町）に在住、通勤・通学の皆様からご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

（「ご意見をお聴きする場」での傍聴の手続きと入場について）

- 1) 事前登録は不要です。
- 2) 傍聴される方は受付で必要事項を記入してください。
- 3) 会場の都合上、傍聴者が多い場合には入場制限をさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- 4) 受付時間以降に来場された方は、定員を超えない範囲で発表の間等に入場していただくこととなります。
- 5) 会場への入場にあたっては係員の指示に従ってください。

（「ご意見をお聴きする場」での傍聴にあたっての注意事項）

- 6) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- 7) 会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- 8) 手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。
- 9) 会場では着席のうえ、静粛に傍聴してください。発言、拍手、ビラ・プラカード等の持ち込み、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により自らの意見等を表明することはできません。
- 10) 円滑な運営を図るため、フラッシュ等を用いたビデオ・カメラ等での撮影はご遠慮ください。撮影した画像・映像などの取り扱いについて、意見発表者及び傍聴者個人が特定される様なものについては対象者の了解を得た上での取り扱いとしてください。これにより、対象者との間で問題が生じた場合に「関係住民からのご意見をお聴きする場」の運営者が責を負うことはできません。また、進行の支障となる場合は退室等をお願いいただく場合があります。
- 11) その他、会場等の秩序を乱す行為や、発言者の発言を妨害する行為はできません。また、「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を、お示しさせていただく予定です。いただいたご意見やその他のご質問について、その場での答えはいたしかねますので、ご了承ください。
- 12) 傍聴される方は、上記留意事項のほか、係員の指示に従ってください。お守りいただけないときは進行に支障があると判断し、退室いただく場合があります。